

医療費助成（福祉医療制度）について

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

妊産婦、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の方々の医療費の助成制度を行っています。

なお、本人または保護者の所得制限があります。

給付対象は一部負担金（医療保険対象分）です。高額療養費および高額介護合算療養費の適用分は除きます。

※県外の医療機関にかかった場合、または受給者証を提示するのを忘れた場合は役場住民課に領収証持参のうえ申請してください。

※助成の対象とならないもの

- ・予防接種
- ・入院時の食事代
- ・文書料
- ・差額ベッド代
- ・第三者行為によるケガ（交通事故など）
- ・学校、幼稚園、保育園での負傷や疾病等で日本スポーツ振興センターの給付制度が適用される診療など他の公な制度から給付される場合のもの

【申請場所】 住民課

【申請に必要な持ち物】

共通	医療保険の資格が分かるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ等）
	預金通帳（振込口座を確認できるもの）
該当する方 ※上記の持ち物に追加して	受給要件を証明するもの ⇒母子健康手帳、身体障害者手帳、障害基礎年金証書、児童扶養手当証書等
	マイナンバーの分かるものまたは所得課税証明書 ⇒医療費助成を受ける本人または保護者の中に住所が金ケ崎町外の方がいる場合 所得課税証明書を提出する場合は令和8年1月1日現在で住民登録をしていた市町村からお取りください。 なお、転入日により必要な年度が異なります。 ※金ケ崎町に住民登録のある方はマイナンバーの記入および所得課税証明書の提出は不要です。

妊産婦医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】 妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日までの方

対象者	種類	助成金額
本人および配偶者（保護者）が市町村民税非課税の方	入院/外来	医療費の全額
本人または配偶者（保護者）に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

【申請方法】 病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）

子ども医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】金ケ崎町に住民登録があり、出生～18歳以下（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の方

※ひとり親家庭医療費助成事業など、すでに医療費助成の対象となっている方はそちらが優先となります。

対象者	種類	助成金額
全員	入院/外来	医療費の全額

【申請方法】病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）

ひとり親家庭医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】①配偶者のいない方で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養し、児童扶養手当を受給している方およびその児童

②父母のいない児童

※所得により対象とならない場合があります。

対象者	種類	助成金額
・児童 ・児童を扶養している方で本人および保護者が市町村民税非課税の方	入院/外来	医療費の全額
児童を扶養している方で、本人または保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
18歳以下の方※	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）
18歳を超えた方※	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

※18歳以下の方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方となります。

※18歳を超えた方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日を過ぎた方となります。

【対象者】 身体障害者手帳の１級または２級、障害基礎年金１級、特別児童扶養手当１級、精神手帳１級、療育手帳Ａ、特別障害給付金１級のいずれかに該当している方
※所得により対象とならない場合があります。

対象者	種類	助成金額
・１８歳以下の方※ ・本人および保護者が市町村民税非課税の方	入院／外来	医療費の全額
本人または保護者に市町村民税が課税されている方	入院	１ヶ月、１医療機関毎に ５,０００円を超える額
	外来	１ヶ月、１医療機関毎に １,５００円を超える額

※１８歳以下の方とは、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの方となります。

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
１８歳以下の方※	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）
１８歳を超えた方※	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

※１８歳以下の方とは、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの方となります。

※１８歳を超えた方とは、１８歳に達する日以後最初の３月３１日を過ぎた方となります。